

○国立大学法人埼玉大学施設の有効活用に関する規則

平成16年4月1日
規則第147号

| | | | | |
|----|-----------|---------|------------|---------|
| 改正 | 平成16.10.1 | 16規則170 | 平成17.1.1 | 16規則188 |
| | 平成18.4.1 | 18規則51 | 平成18.4.1 | 18規則104 |
| | 平成18.6.22 | 18規則112 | 平成21.7.23 | 21規則37 |
| | 平成22.3.29 | 22規則18 | 平成24.10.22 | 24規則34 |
| | 平成27.3.20 | 26規則116 | 平成27.4.23 | 27規則8 |
| | 令和4.3.17 | 3規則40 | | |

(趣旨)

第1条 この規則は、本学のすべての施設が教育研究を支える基盤であり、また公的財産であるという認識の下、大学の理念・目標に即した施設整備を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 前条の趣旨に基づき、学部等の枠を越えた施設の全学的共同利用、また教育研究活動の流動化への対応等を積極的に推進し、時代の要請に即応し、かつ、社会に貢献できる教育研究を支援するため、施設の有効活用を積極的に図ることを目的とする。

(点検及び評価)

第3条 施設・環境マネジメント委員会（以下「委員会」という。）は、キャンパスにおける施設の現状を把握、検証するため、施設の点検及び評価を実施する。
2 前項の点検及び評価は、部局（教養学部、経済学部、教育学部、人文社会科学研究科、理工学研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部及び事務局をいう。以下同じ。）の協力体制の下、これを実施するものとする。

(基本方針の策定及び指示)

第4条 委員会は、前条の点検及び評価の結果に基づき、必要に応じて施設の有効活用を図るための基本方針案を作成するものとする。
2 前項の基本方針案は、学長が決定する。
3 学長は、前項の基本方針に基づいて、関係部局の長へ対応を指示するものとする。

(施設の再編計画)

第5条 部局長は、前条第3項の指示を受けたときは、関係する組織と連絡調整の上、速やかに当該基本方針に従った施設の再編計画を作成し、学長へ報告しなければならない。
2 学長は、前項の施設の再編計画の円滑な実施を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(共同利用スペースの確保)

第6条 学部・大学院等の主として教育研究のために供する施設の新営及び大規模改修を行うときは、施設の全学的な有効活用を図るため、共同利用スペース（共用研究スペース及び共用講義室等をいう。）を確保するものとする。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の運用に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16.10.1 16規則170）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17.1.1 16規則188）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 18規則51）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18.4.1 18規則104）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18.6.22 18規則112）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成21.7.23 21規則37）

この規則は、平成21年7月23日から施行する。

附 則（平成22.3.29 22規則18）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24.10.22 24規則34）

この規則は、平成24年10月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27.3.20 26規則116）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.23 27規則8）

この規則は、平成27年4月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和4.3.17 3規則40）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。